

田子の浦港港湾計画資料(案)

－ 軽易な変更 －

令和 5 年 3 月

田子の浦港港湾管理者

静岡県

目 次

1 変更理由	1
2 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 小型船だまり計画	2
3 土地造成及び土地利用計画に関する資料	5
3-1 土地造成計画	5
3-2 土地利用計画	6
4 環境の保全に関する資料	7
4-1 環境への影響と評価	7
5 その他の資料	8
5-1 新旧法線対照図	8
5-2 静岡県地方港湾審議会委員名簿	9

1 変更理由

1. 依田橋地区におけるプレジャーボートの適切な収容及び航行に対応するため、小型船だまり計画を変更する。また、小型船だまり計画の変更に伴い、土地造成及び土地利用計画を変更する。

2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 小型船だまり計画

(1) 計画変更の必要性

既定計画(H22.3)におけるプレジャーボートの陸上保管方法は、物揚場(-2.0)に設置した上下架装置の利用を想定していた。しかし、計画変更以降に開催された富士市水域利用調整会議にて、利用者からの要望や安全性、維持管理性を考慮し、上下架装置を利用した陸上保管の方法から船揚場を利用した陸上保管とする方法に見直しとなった。

また、船揚場の設置位置については、二級河川沼川の流路の阻害とならない、安全な位置とした。

このため、プレジャーボートの適正な保管管理体制や、安全な航行を確保するため、小型船だまり計画を変更するものである。

(2) 変更する小型船だまりの現況

表 2-1-1 変更する小型船だまりの現況 (既定計画)

地区名	施設名	船舶種類 (隻数)	施設規模	施設規模及び配置の考え方
依田橋	依田橋 小型船だまり	プレジャーボート 休憩用(97 隻)	物揚場 水深 2m 延長 51m 埠頭用地 0.7ha	依田橋水面貯木場埋立地の一部を活用し、すべての放置艇の陸上保管に必要な施設規模とする。

(3) 変更する小型船だまりの規模及び配置

変更する小型船だまりの規模及び配置は、次のとおりである。

地区名	施設名	船舶種類 (隻数)	種別	施設規模	規模及び施設配置 の考え方
依田橋	依田橋 小型船 だまり	プレジャー ボート 休憩用 (45 隻)	既定 計画 の変 更計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・航路 水深 2m 幅員 10m [新規計画] ・泊地 水深 2m 面積 0.1ha [新規計画] ・船揚場 延長6m [新規計画] ・埠頭用地 0.8ha (うち 0.7ha 既 設)[既設の変 更計画] 	<ul style="list-style-type: none"> ・航行に必要な航路幅1Lを船揚場から鈴川跨線橋にかけて確保する。 ・回頭に必要な回頭円3Lが確保可能となる泊地を船揚場前面に確保する。 ・安全にプレジャーボートの収容が可能となる規模を確保し、埠頭用地に連続して配置する。 ・プレジャーボートの陸上保管及び埠頭用地へのアクセス、船揚場に必要面積を確保し、依田橋水面貯木場埋立地の南側に配置する。また、船揚場までの動線は既設埠頭用地のうち、擁壁にて確保された通路帯を利用する。

表 2-1-2 変更する小型船だまりの規模及び配置

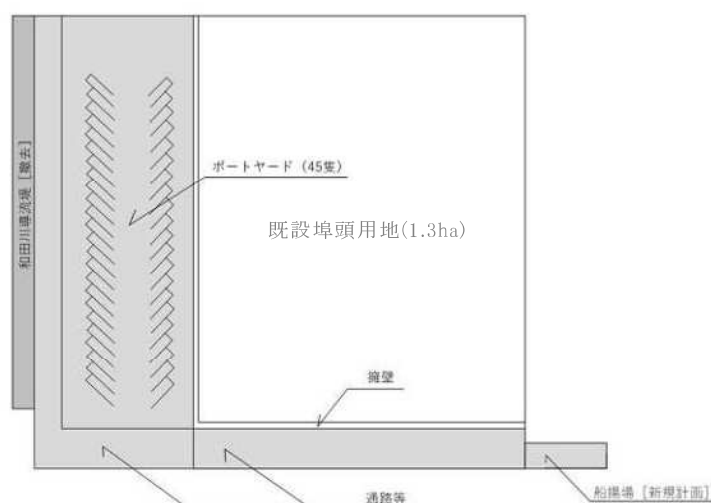


図 2-1-1 変更する小型船だまりの配置図



図 2-1-2 変更する小型船だまりの位置図 (依田橋地区)

(4) 操船例図

今回計画する小型船だまり計画に係わる操船例図は、次のとおりである。

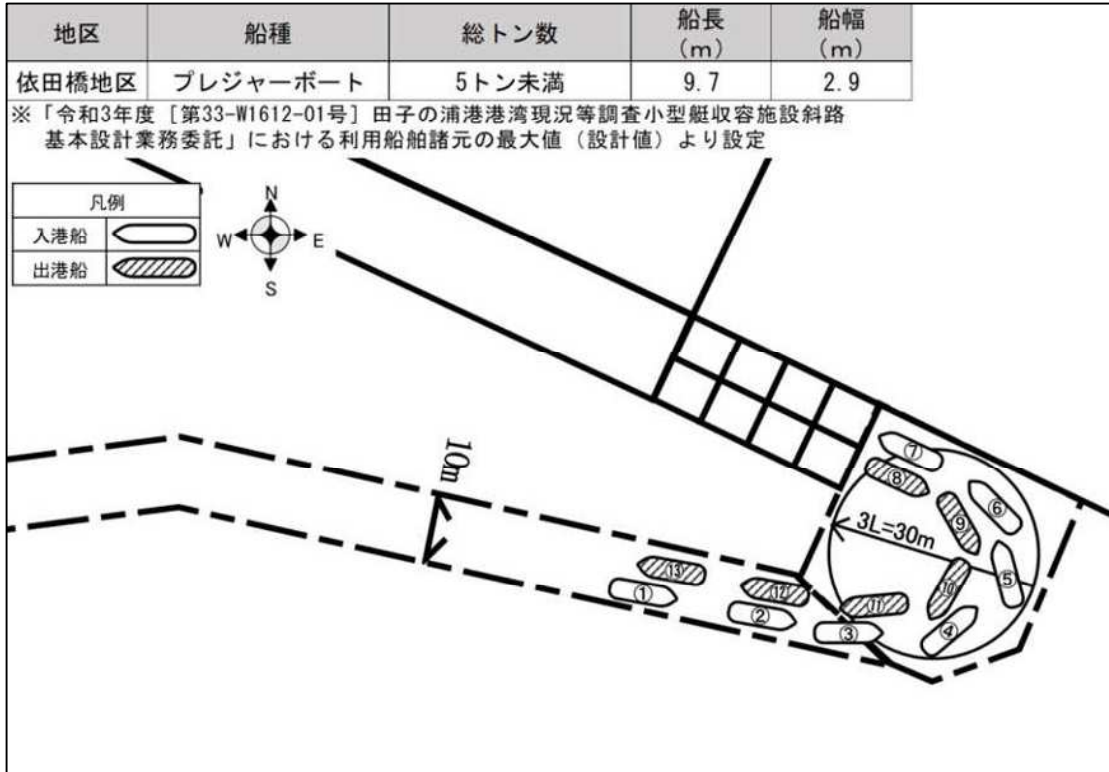


図 2 - 1 - 3 操船例図（依田橋地区）

(5) 小型船だまりの変更に伴う施設の撤去について

二級河川和田川からの流路を一定に確保するための施設として、和田川導流堤が整備されている。依田橋水面貯木埋立地を活用した小型船だまり計画により、和田川導流堤に隣接して埠頭用地の埋立工事が完成している。これにより、埠頭用地の護岸にて二級河川和田川からの流路を一定に確保できていることから和田川導流堤を撤去する。

3 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1 土地造成計画

(1) 土地造成の必要性

① 依田橋地区

小型船だまり計画の変更に伴い、プレジャーボートの収容に必要な埠頭用地を確保するため、新たな土地造成を計画する必要がある。

(2) 土地造成に係る土地利用の区分別面積と変更理由

土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表 3-1-1 土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	土地利用区分	面積(ha)		主な内容	今回計画	変更理由
			うち造成			
依田橋	埠頭用地	0.8	0.1	船揚場	既設の変更計画	プレジャーボートの適切な収容を図るために必要な用地を確保する。

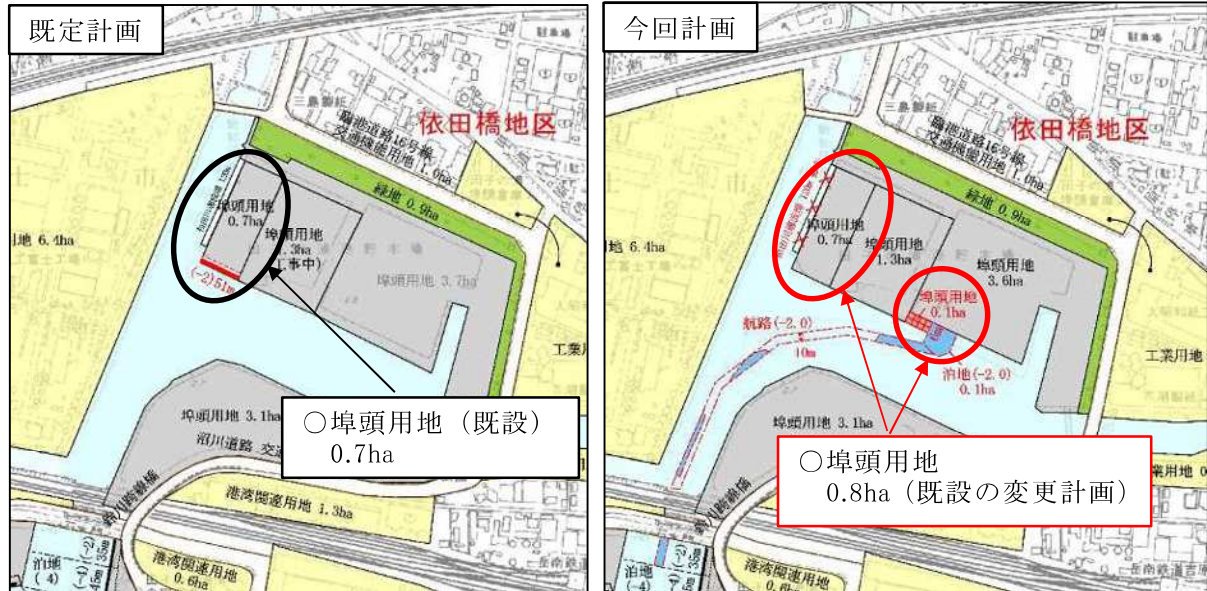


図 3-1-1 今回変更する土地利用計画図（依田橋地区）

3-2 土地利用計画

土地利用計画は次の通りである。

表 3-2-1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用 地	交通機能 用地	緑地	合計
	依田橋地区	(8.8) 8.8	(1.3) 1.3	(10.8) 10.8	(3.0) 3.0	(1.0) 1.0

注1：()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：今回変更に係る地区のみ記述した。

表 3-2-2 変更前の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	工業用 地	交通機能 用地	緑地	合計
	依田橋地区	(8.7) 8.7	(1.3) 1.3	(10.8) 10.8	(3.0) 3.0	(1.0) 1.0

注1：()は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：今回変更に係る地区のみ記述した。

4 環境の保全に関する資料

4-1 環境への影響と評価

(1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

(3) 潮流への影響と評価

今回の計画変更において、造成される土地は港内側に位置しており、潮流の大きな変化も想定されないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 水質・底質への影響と評価

今回の計画変更において、潮流の大きな変化も想定されないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。

(5) 生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(6) 総合評価

今回の計画変更に伴う周辺の環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

5 その他の資料

5-1 新旧法線対照図

【依田橋地区】

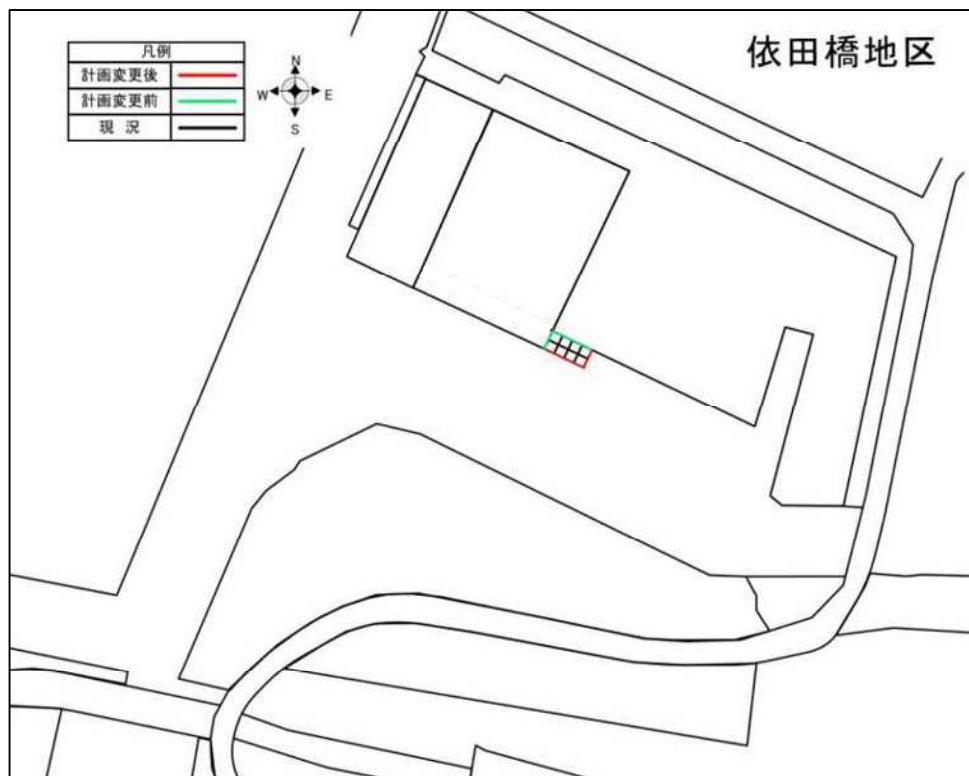


図 新旧法線対照図（依田橋地区）

5-2 静岡県地方港湾審議会委員名簿

委員(20名)

令和5年3月22日現在(敬称略、順不同)

区分	職業又は役職	氏名
学識経験者 (8名)	(株)静岡新聞社・静岡放送執行役員・東部総局長	海野 俊也
	常葉大学大学院環境防災研究科教授	重川 希志依
	マリタイムエコノミスト	篠原 正人
	静岡大学理学部地球科学科准教授	宗林 留美
	一般財団法人国際臨海開発研究センター OCEDI 調査役	富田 英治
	東京都市大学環境学部環境創生学科准教授	丹羽 由佳理
	静岡県商工会女性部連合会理事	平野 岳子
	東海大学海洋学部海洋理工学科教授	脇田 和美
港湾関係者 (6名)	特定非営利活動法人 NPO サポート・しみず理事長	磯谷 千代美
	一般社団法人日本船主協会	中井 英樹
	清水港運協会会長	西尾 忠久
	清水水先区水先人会会長	日比野 雅彦
	全日本海員組合静岡支部長	森本 雷行
	静岡県漁業協同組合連合会代表理事会長	藪田 国之
国の地方 行政機関 の職員 (4名)	財務省名古屋税関長	松岡 裕之
	国土交通省中部地方整備局長	稲田 雅裕
	国土交通省中部運輸局長	大石 英一郎
	第三管区海上保安本部清水海上保安部長	戸田 陽一
県議会議員 (1名)	静岡県議会建設委員会委員長	飯田 末夫
臨時委員 (1名)	富士市長	小長井 義正